

○茨城町まちをきれいにする条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城町まちをきれいにする条例（平成29年茨城町条例10第号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(空き缶等の投げ捨て禁止の勧告及び報告)

第3条 条例第8条第1項の規定による指導は、口頭により行うものとする。

2 前項の指導に従わない者に対しては、条例第8条第1項に規定する勧告を、勧告書（様式第1号）により行うものとする。

3 条例第8条第2項の規定による報告は、勧告履行報告書（様式第2号）により行うものとする。

(空き缶等の投げ捨て禁止の命令及び報告)

第4条 条例第9条第1項の規定による命令は、勧告履行命令書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第9条第3項の規定による報告は、命令履行報告書（様式第4号）により行うものとする。

(回収容器)

第5条 条例第11条に規定する規則で定めるところにより設置する回収容器は、次に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 材質は、金属、プラスチックその他のもので容易に破損しないものであること。

(2) 缶、瓶及びその他の容器の別に区別できるもので、各容器の表示があること。

(自動販売業者に対する勧告及び命令)

第6条 条例第12条第1項の規定による勧告は、回収容器設置等勧告書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による命令は、回収容器設置等命令書（様式第6号）により行うものとする。

(空き地等の土地所有者等に対する指導及び助言)

第7条 条例第17条の規定に基づく指導及び助言は、空き地等の雑草除去通知書（様式第7号）によるものとする。

2 前項の通知を受けた空き地等の土地所有者等は、通知を受けた日から7日以内にその措置方法について、空き地等の雑草除去に関する報告書（様式第8号）を作成し、町長に提出しなければならない。

（放置自動車等・古タイヤ・家具・家電製品の調査調書）

第8条 条例第20条の規定による調査を行った職員は、放置自動車等・古タイヤ・家具・家電製品調査調書（様式第9号）を作成するものとする。

（放置自動車等・古タイヤ・家具・家電製品の撤去の勧告及び報告）

第9条 条例第21条第1項の規定による勧告は、放置自動車等・古タイヤ・家具・家電製品撤去勧告書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による報告は、勧告履行報告書（様式第11号）により行うものとする。

（放置自動車等・古タイヤ・家具・家電製品の撤去の命令及び報告）

第10条 条例第22条第1項の規定による命令は、放置自動車等・古タイヤ・家具・家電製品撤去命令書（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第22条第3項の規定による報告は、命令履行報告書（様式第13号）により行うものとする。

（放置自動車等・古タイヤ・家具・家電製品の保管場所及び保管期間）

第11条 条例第24条第1項の規則で定める場所は、茨城町大字小堤1080番地のとおりにする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、他の保管場所を定めることができる。

3 条例第24条第2項の規則で定める期間は、同条第3項の規定による告示の日から起算して3月とする。

4 条例第24条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 自動車等・古タイヤ・家具・家電製品の名称・型式・色及び特徴
- (2) 撤去年月日
- (3) 保管場所
- (4) 返還の期限
- (5) 返還の方法
- (6) 返還期限経過後の自動車等・古タイヤ・家具・家電製品の措置
- (7) その他町長が必要と認める事項

(費用の徴収等)

第12条 条例第27条第2項の規定による実費額の請求は、撤去、保管及び処分費用請求書(様式第14号)による。

(立入調査職員証)

第13条 条例第34条第2項に規定する身分を示す証明書は、証明書(様式第15号)とする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。

(茨城町空き缶等回収に関する条例施行規則の廃止)

2 茨城町空き缶等回収に関する条例施行規則(昭和59年茨城町規則第7号)は、廃止する。